

第1回会議委員意見

意見	対応方針
<p>これまでの宿泊税事業の検証・まとめにおいて、大阪府の観光・文化施策全体における宿泊税の役割等を示すようなまとめ方を検討してほしい</p>	<p>中間とりまとめ案で対応検討</p>
<p>宿泊税収の基金化を検討してはどうか</p>	<p>次ページ参照</p>
<p>宿泊税の用途における「新たなニーズへの対応事業」について、具体的な案をもとに検討を行いたい</p>	<p>議題2にて対応 －資料2：「新たなニーズへの対応事業」イメージ</p>
<p>宿泊税の用途における「未実施事業」について、各未実施事業の今後の方針について検討が必要</p>	<p>議題2にて対応 －資料3：「未実施事業」の精査</p>
<p>宿泊税の在り方について、免税点のあり方、税率設定、免除制度について議論が必要</p>	<p>議題3にて対応 －資料5：宿泊税制度の在り方検討</p>

<基金とは>

- ・地方公共団体が**特定の目的に使用する**ために、他の財産と区分して、資金を積み立てる場合や、定額の資金を運用する場合に保有する資金。

<大阪府の基金>

財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、みどりの基金、大阪ミュージアム基金、子ども輝く未来基金、がん対策基金、日本万国博覧会記念公園基金 等

<大阪府における基金の考え方について>

- ・大阪府基金条例により基金に積み立てることができる資金は寄付金等に限定されている。
- ・宿泊税は法定外目的税であり、**その用途が限定されている**ことから、宿泊税収と当該年度の宿泊税充当額との差異については、後年度の予算編成時に調整する対応を行っている。

参考：大阪府基金条例の一部改正（平成22年11月施行）について

（一般財源をもとに積立てを行う基金を限定）

財源配分の柔軟性を高め、施策の取捨選択の透明性をより一層確保していくため、一般財源が特定分野の施策に固定化されることとなる基金の積立ては行わないものとし、今後、一般財源をもとに積立てを行う基金については、財政基金・減債基金等に限定する。

（改正条文の抜粋）

第二条（略）

2 基金（社会福祉施設職員福利厚生基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等整備基金、用品調達基金及び小口支払基金を除く。）に積み立てる資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限る。ただし、国の補助金又は給付金その他これに準ずるものの交付を受ける事業を実施するために積み立てる場合は、この限りでない。

※ 「その他当該基金に係る特定の収入」

各基金の運用利息や国の緊急経済対策により基金積立てのために受け入れる交付金などの特定財源のほか、基金への積立てが予定されているが、予算上の手続きでいったん一般歳入で受け入れるため、形式的には一般財源からの積み立てであるが、事実上特定財源に準じて取り扱うべきものなどを想定。